令和　　年　　月　　日

浅口市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住　　所

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |
| --- |
|  |

浅口市空家等除却支援事業補助金交付事前申出書

　浅口市空家等除却支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申出します。この事前申出書に記載した事項は、事実に相違ありません。

　また、事前申出書の審査にあたり、下記に掲げる確認事項について、関係部署及び関係機関に調査、照会及び閲覧をすることについて承諾します。

１．確認事項

　　該当する場合は、□欄に✔印を付けてください。

　□　現在、除却を実施しておらず、倒壊や建築資材等が落下した場合、近隣住家又は道路へ影響が生じる可能性がある建物である。

　□　居住その他の使用がなされていない状態がおおむね1年以上経過したものである。

　□　公共事業等の移転、建替えの補償対象になっていない建物である。

　□　建物所有者が死亡している場合、除却支援補助事業者が相続人の調査を行い、そ

れらの人の承諾を得たうえで、補助金交付申請を行うことができる。

　□　共有の所有者がいる場合、全員から同意が得られている。

　□　市税等の滞納はありません。

　□　浅口市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等ではありません。

　□　不動産販売、不動産貸付または駐車場等の営利を目的とした除却ではありません。

　□　除却工事の施工予定事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第３条の規定による建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者建築関連業務等を営む者である。

　□　除却工事施工予定事業者との契約は、まだ締結していない。

　□　関係法令を遵守します。

　□　実績報告時に次に掲げる書類を添えて提出できる。

(1)実施した工事の明細書、請求書及び領収書の写し

(2)実施した工事の施工中及び施工後の敷地の全景が分かる写真(撮影日の確認できるもの)

(3)工事請負契約書の写し(事業費及び契約日が確認できるもの)

(4)特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)様式第１号の届出書及び同様式別表１の分別解体等の計画等の写し(同法に基づく一定規模以上の除却工事に限る)

(5)建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく届出済証(ステッカー)の写し(同法に基づく一定規模以上の除却工事に限る。)

(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する産業廃棄物管理票の写し

(7)建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除

却届の写し

(８)その他市長が必要と認める書類